別表六の二（十六）付表三　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の2第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「当期控除額の個別帰属額」（別表六の二（十六）「32」）×（別表六の二（十六）付表一「17」／各連結法人の別表六の二（十六）付表一「17」の合計　又は　(8)／(9)）　(10)の欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法

別表六の二（十六）付表三　各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連結事業年度	・・	法人名	

特定地域基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算							
当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十六）「14」）×（別表六の二（十六）付表一「12」／別表六の二（十六）「6」）						1	円
地方事業所基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算							
基準雇用者割合 （別表六の二（十六）「3」）	2		個別税額控除相当額の計算	(2)≧0.1又は（別表六の二（十六）「1」）＝0の場合 60万円×(3)＋50万円×(4)＋40万円×(5)		6	円
個別特定新規雇用者数 （別表六の二（十六）付表一「21」）	3	人		同上以外の場合 30万円×(3)＋20万円×(4)＋10万円×(5)		7	
個別非特定新規雇用者数及び個別非新規基準雇用者数の合計 （別表六の二（十六）付表一「25」＋「26」）	4			個別税額控除相当額 (6)又は(7)		8	
個別非特定新規雇用者超過数 （別表六の二（十六）付表一「27」）	5			各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 （各連結法人の(8)の合計）		9	
当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十六）「32」）×（別表六の二（十六）付表一「17」／各連結法人の別表六の二（十六）付表一「17」の合計　又は　(8)／(9)）						10	
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期控除額の個別帰属額の計算							
各連結法人の地方事業所特別基準雇用者数の合計 （各連結法人の別表六の二（十六）付表一「36」の合計）						11	人
当期控除額の個別帰属額 （別表六の二（十六）「38」）×（別表六の二（十六）付表一「36」／(11)）						12	円

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）